

**特価品は
店頭にて発表**

**大隅ミート産業(株)
あっちゃんの店で**

ロース祭り開催

同時開催として

8/16(火)～8/31(水)

いらっしやいませ!

8/20(土)・21(日)

**あっちゃんの店+プラスで
SALE開催!!**

人気のテリヤキバーガー
カツサンド
肉巻きおにぎり

100円OFF

あっちゃんの店のみ

2022 夏ギフト

お中元 A セット

- ・美湯豚カタロース焼き肉用 500g 入り
- ・美湯豚黒豚生姜焼き 250g
- ・美湯豚ロースカツ(衣付き) 300g
- ・美湯豚カツ・ステーキ用 300g
- ・美湯豚ロース(みそ漬け) 220g

4,500円(税込)

お中元 B セット

- ・美湯豚黒豚生姜焼き 250g
- ・美湯豚ロースカツ(衣付き) 300g
- ・美湯豚カタロース小間肉(あっちゃんタレ) 220g
- ・美湯豚カタロース小間肉(ねぎ塩タレ) 220g
- ・美湯豚カタロース小間肉(彩タレ) 220g

2,400円(税込)

大隅ミート産業株式会社 **あっちゃんの店**

道の駅たるみず はまびら たるたるばあく **あっちゃんの店+プラス**

垂水市本城 3914 番地
TEL 0994-32-6111

垂水市浜平字新村 2107-9
TEL 0994-36-8229

営業時間
(平 日) 9:00 ～ 17:00
(土 日 祝) 定休日

営業時間 (定休日) 月曜日
(平日) 10:00 ～ 17:00 | 月曜日が祝日の場合
(土日祝) 10:00 ～ 18:00 | 火曜日も休み

児童福祉支援
各種手当の現況届

各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※提出がない場合、手当を受けられないことがあります。

※扶養義務者や世帯員の所得状況等で受給できない場合や、一部停止になることがあります。

■現況届の提出期間

- ①児童扶養手当
ひとり親家庭医療費助成金
8月1日(月)～31日(水)
- ②特別児童扶養手当

② 特別児童扶養手当

- ③障害児福祉手当
8月12日（金）～9月12日（月）
- ④特別障害者手当
8月12日（金）～9月12日（月）

■ 手続方法

現在受給中（停止中含む）の方は本人に通知します。福祉課子育て支援係・障害福祉係にて、お手続きください。また、下記の受給要件を満たしている方で、手続きをされていない方は、同係へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

福祉課子育て支援係・障害福祉係
☎内線124・127

各種手当のご紹介

① 児童扶養手当

■受給者要件

- ・父または母と生計が別の児童を監護している父または母（父子家庭の父または母子家庭の母）
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

■手当の対象となる児童

18 歳になる日以降の最初の 3 月 31 日までの児童（障害を有する場合は 20 歳未満）で次に該当する者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が継続 1 年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所の DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令で継続 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（認知含）
- ⑨ 上記①～⑧への該当が明らかでない児童

■手当額（月額）

- ①児童が1人の場合
10,160円～43,070円
- ②児童が2人の場合
5,090円～10,170円 加算
- ③児童が1人増す毎に
3,050円～6,100円 加算

②特別児童扶養手当

■受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する
父か母または父母に代わって養育している方

■手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする 20 歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額（月額）※児童扶養手当と併給可

- ①重度障害児 1 人 52,400 円
②中度障害児 1 人 34,900 円

③障害児福祉手当

■受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする 20 歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額（月額）※特別児童扶養手当との併給可
14,850 円

④特別障害者手当

■受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する
20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方、
医療機関に3か月以上入院中の方は除きます。

※手当の対象者（次のいずれかに当てはまる方）

- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方
- ④重度の精神障害や知的障害により、日常生活能力がほとんどない方

■手当額（月額）

- 27,300 円